佐久市・北佐久郡環境施設組合公告第１号

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市・北佐久郡環境施設組合に佐久市の要綱を準用する要綱（平成 26 年告示第 4 号）に基づき準用する佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 20 年告示第 68 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市・北佐久郡環境施設組合に佐久市の規則を準用する規則（平成 26 年規則第 5 号）に基づき準用する佐久市財務規則（平成 17 年規則第 39 号）第 105 条の規定により公告する。

平成 26 年 12 月 16 日

佐久市・北佐久郡環境施設組合長　柳　田　清　二

１　入札対象業務

業　　務　　名 （　発　注　課　）	平成 26 年度循環型社会形成推進交付金事業 新クリーンセンター建設・運営に係る事業者選定支援業務 （ 佐久市・北佐久郡環境施設組合 事務局 ）
業　務　場　所	佐久市内
業　務　概　要	新クリーンセンター建設・運営に係る事業者選定支援業務　１式
履　行　期　間	契約日から平成 28 年 3 月 31 日まで

２　入札参加資格要件

準用する佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項、又は準用する佐久市財務規則第 103 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

（２）　準用する佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項第 1 号及び第 4 項の規定に該当していないこと。

（３）　佐久市・北佐久郡環境施設組合一般競争入札等参加資格及び業者選定取扱要綱（平成 26 年告示第 3 号）第 2 条第 1 号の規定により、平成 25・26 年度佐久市の建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に建設コンサルタントとして「廃棄物部門」に登録があり、かつ国土交通省「建設コンサルタント登録規程」（昭和 52 年告示第 717 号）に基づく同部門での登録があること。

（４）　前号の入札参加資格者名簿において、長野県内に本店又は支店・営業所等として登録されていること。

（５）　次に掲げる技術士及び建築士を有する者であり、当該技術士及び建築士は、受注者と入札参加申請日以前 1 年以上の直接的、かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、当該技術士及び建築士は同一の者でもよい。

ア 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)に基づく「衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)」に係る技術士。

イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士。

（６）　過去 10 年間（平成 16 年 12 月 1 日から平成 26 年 11 月 30 日の間）に地方公共団体からごみ焼却施設（一般廃棄物に限るとともに日最大処理量 96ｔ以上の全連続燃焼方式焼却炉に限る。以下同じ。）建設に係るＤＢＯ方式の事業者選定支援（アドバイザリー）業務を元請受注し、完了した実績を有すること。

（７）　管理技術者は、ごみ焼却施設建設に係るＤＢＯ方式の事業者選定支援（アドバイザリー）業務に従事した経験を有する者(※1)で、上記（５）アに該当する技術士であり、受注者と入札参加申請日以前 1 年以上の直接的、かつ恒常的な雇用関係にあること。

※1 「ごみ焼却施設建設に係るＤＢＯ方式の事業者選定支援（アドバイザリー）業務に従事した経験を有する管理技術者」とは、次に掲げるいずれかの技術者として、ごみ焼却施設建設に係るＤＢＯ方式の事業者選定支援（アドバイザリー）業務に従事した経験を有する者をいう。

① 管理技術者　　② 主任技術者

（８）　照査技術者は、ごみ焼却施設建設に係るＤＢＯ方式の事業者選定支援（アドバイザリー）業務に従事した経験を有する者(※2)であること。

なお、照査技術者は、管理技術者を兼ねることができない。

※2 「ごみ焼却施設建設に係るＤＢＯ方式の事業者選定支援（アドバイザリー）業務に従事した経験を有する照査技術者」とは、次に掲げるいずれかの技術者として、ごみ焼却施設建設に係るＤＢＯ方式の事業者選定支援（アドバイザリー）業務に従事した経験を有する者をいう。

① 管理技術者　② 主任技術者　③ 照査技術者

〔(1)から(3)の基準日は公告日から落札決定の日までとする。〕

3　入札の日程等

入札手続き等	期間　・　期日等	場所　・　留意事項等
設計図書等の閲覧	平成 26 年 12 月 16 日（火）から入札日まで	・佐久市・北佐久郡環境施設組合ホームページへの掲載、佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局(佐久市役所 本庁 4 階)
入札参加申請受付	平成 26 年 12 月 16 日（火）から平成 26 年 12 月 22 日（月）まで（最終日は午後 5 時 15 分まで）	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」原本・副本各 1 部、「誓約書」1 部、業務実績表 1 部（業務実績を証明する契約書、業務完了及び業務内容が確認できる書類の写しを添付）、配置予定技術者の技術士登録証の写し 1 部とする。 ・佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局（佐久市役所 本庁 4 階）へ持参により提出のこと。（郵送は不可）
設計図書等の入手	平成 26 年 12 月 16 日（火）から入札日まで	・組合ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	平成 26 年 12 月 16 日（火）から平成 26 年 12 月 22 日（月）まで（最終日は午後 5 時 15 分まで）	・質問書様式は組合ホームページからダウンロードすること。質問内容がわかるように具体的に記載すること。佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局へＥメール又は持参の方法により提出すること（着信確認は質問者より行うこと）。
回答の期日・方法	平成 26 年 12 月 24 日（水）以降	・担当課（組合事務局）より組合ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	平成 26 年 12 月 26 日（金） 午前 11 時 00 分から（郵送不可）	・佐久市役所議会棟　第 4 委員会室
落札者の決定等	・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日の翌日（閉庁日の場合はその直後の開庁日）までに提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日(閉庁日の場合はその直後の開庁日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しＥメールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第 4 号）により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日(10 日目が閉庁日の場合はその直後の開庁日)以内に、組合に対して、競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第 5 号）により、その理由について説明を求めることができる。組合は、説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日(10 日目が閉庁日の場合はその直後の開庁日)以内に書面により回答するものとする。	

入札参加資格確認書類の提出について（落札候補者）	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第２号）」 「管理技術者決定届（様式第３号）」 「照査技術者決定届（様式第３号）」 「管理技術者及び照査技術者の経歴書」 「管理技術者及び照査技術者の資格を証する書類」 「管理技術者及び照査技術者の雇用関係を証する書類」 及び組合が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその直後の開庁日）までに持参により提出すること。なお、郵送による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局（佐久市役所 本庁４階）
入札結果の公表	・佐久市・北佐久郡環境施設組合ホームページにおいて公表する。

４　入札事項等

入札事項	・入札回数は２回とし、第２回の入札をしても落札できないときは、第２回の最低入札者と地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は２回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。）。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札人者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の 100 分の５の納付を要する）
契約保証金	・契約請負代金額の 10 分の１の金銭的保証
前払金	・適用なし
中間前払金	・適用なし
部分払金	・適用あり　（佐久市財務規則第 138 条の規定を準用）

５　その他の事項

・準用する佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得（平成 17 年訓令第 54 号）を熟読のうえ、ご参加ください。

６　担当部課（問い合わせ先）

佐久市・北佐久郡環境施設組合 事務局 建設係
（長野県佐久市中込 3056 番地　佐久市役所内）
TEL　0267－62－2916（直通）　　FAX　0267－62－2289
Ｅﾒｰﾙ　info@sakukitasaku.or.jp